

要保護・準要保護 児童生徒就学援助費受給申請書

令和 6 年度就学援助費の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	申請年月日	令和 6 年 4 月 10		必ず、就学援助費の受取人 (振込先口座の名義人)が申請ください。	
	住所	〒 5 2 2 - 8 5 0 1	彦根市 元町4-2		(元町マンション506 号)
	保護者 氏名	彦根 太郎			電話番号 0749-24-7973

1. 世帯の状況 (※枠が不足する場合は、コピーして2枚目に記入ください)

小・中学校の 対象児童生徒	フリガナ 氏名	学校名	学年	生年月日
	1	(フリガナ) ヒコネ キョウタ (氏名) 彦根 教太	城 東 小学校	5 年
2	(フリガナ) ヒコネ イク (氏名) 彦根 育	東 中学校	1 年	平成23年 4月 5日
3	(フリガナ) 氏名			日
4	(フリガナ) 氏名			日
5	(フリガナ) 氏名			日

就学援助費の対象となる
小学生・中学生を記入ください。

枠が足りない場合は、コピーして2枚目に記入ください。

高校生や特別支援学校等に在籍の世帯員は、
児童生徒以外の世帯員の欄(↓)に記入ください。

児童生徒以外の 世帯員	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	学校名
	1	(申請者) 彦根 太郎	父	昭和 平成 令和 55年 4月 3日
2	彦根 花	母	昭和 平成 令和 54年 3月 2日	無職
3	彦根 勉	きょうだい	大正 昭和 平成 令和 20年 1月 2日	彦根東高校
4	彦根 強	きょうだい	大正 昭和 平成 令和 27年 8月 9日	鳥居本養護学校
5			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

2. 住宅の状況 (※該当する番号に○をしてください)

1	持家	
2	借家 (月額 60,000 円)	※共益費等は含みません

3. 申請理由

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください		
1	現在、生活保護を受けている	
2	最近まで生活保護を受けていた	令和 年 月まで
3	現在、児童扶養手当の支給を受けている	※ 児童手当ではありません。
4	市民税が非課税である	※ 対象年度：令和5年度または令和6年度
5	生活状況が経済的に不安定であり、困っている (生活保護基準の1.2以下)	※ 令和6年1月1日時点で彦根市に住民登録がされていない世帯員がいる場合は、前住所地の市役所発行の令和6年度所得証明書を添付してください。

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。		
※以下の申請は、必要書類の提出が必要です		
	対象年度	必要な添付書類
6	個人事業主として登録されている	個人事業主であることを証明する書類
7	市民税が非課税である	市民税が非課税であることを証明する書類
8	固定資産税が非課税である	固定資産税が非課税であることを証明する書類
9	生活保護を受けている	生活保護を受けていることを証明する書類
10	国民健康保険に加入している	国民健康保険に加入していることを証明する書類
11	国民年金に加入している	国民年金に加入していることを証明する書類
12	職業安定所に雇用方働者として登録されている	令和5年度または令和6年度雇用方働者であることを証明する書類

申請理由6～12で申請する場合は、理由を証明する書類の提出が必要です。

※書類の提出がない場合は、申請を受付けることができません。
※電子申請サービスを利用して申請する場合も、書類の提出が必要です。
各小・中学校または彦根市教育委員会学校教育課に提出ください。

4. 同意事項および委任事項

(1)	就学援助費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等について彦根市教育委員会が閲覧することは同意します。	
(2)	学校徴収金に就学援助費を学校徴収金に振り込むことについて同意します。	就学援助費を学校
(3)	学校徴収金の振込先口座を、対して同意します。	関係する一切の権

彦根市教育委員会 申請者 彦根 太郎

就学援助費の振込先は、申請者名義の口座に限ります。

※申請者と振込先の口座名義人が一致しない場合や、振込先口座の内容に不備がある場合は、就学援助費を振込みできないことがありますので、ご注意ください。

5. 就学援助費の振込先口座 (※申請者名義の口座に限ります)

金融機関名		口座番号 (右寄せ7ケタ)						
滋賀 銀行 信用金庫 農協		1	2	3	4	5	6	7
支店名	預金種目	口座名義人 (フリガナを記入)						
彦根駅前 支店 出張所 代理店	普通 当座	(フリガナ) ヒコネ タロウ						
		(氏名) 彦根 太郎						

6. 注意事項

- 次のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定ができないことがあります。
 - 世帯員等の市県民税の申告が令和6年4月末までに完了していない。
 - 申請書類または添付書類に不備がある。
- 虚偽の申請を行った場合は、認定を取り消し、就学援助費の返還を命じることがあります。
- 学校給食費については、彦根市就学援助規則第4条の規定により彦根市教育委員会から、直接、学校給食の管理者に支払いますので、保護者に給付することはありません。ただし、認定月について既に支払われている金額がある場合は、他の援助費と同様に支給します。